

刑法読書会と佐伯千仞先生と「ゴーン事件」と

立命館大学大学院法務研究科教授 松宮 孝明

立命館大学に事務局を置く「刑法読書会」という研究会がある。もともとは、京大と立命館大の若手研究者に、海外の刑事法に関する文献を読む力を養う場を提供しようという趣旨で、当時立命館大学の教授だった故佐伯千仞先生が中心となって始められたものである（私も、この研究会で国外の専門書を読む力を鍛えられた）。発足は1955年9月22日、会場は立命館大学の佐伯研究室となっている（『梁山泊のひとびと 泉ハウス・刑法読書会20周年記念文集』152頁）。長い歴史の中では、ドイツ刑法改正に関する刑法学者の意見書の紹介やアジア諸国の刑事法の紹介など、多くの業績を挙げており、今も立命館大学を会場として、毎月定例の研究会を開催している。

その佐伯先生は、1990年に、「証拠法における戦時法の残照」という論文を書いておられる（石松竹雄判事退官記念『刑事裁判の復興』所収）。そこには、一時期99.9パーセントにまで達した刑事裁判での有罪率の一因が、1942年の戦時刑事特別法によって、それまで地方裁判所事件については証拠とすることの許されなかった検事聴取書等の供述調書に対しても、無条件で証拠能力を認めることにするとともに、有罪判決の証拠理由の示し方も「証拠の標目」を掲げることで足りるとされたことであると指摘されている。それが、戦後の刑事訴訟法にも基本的に踏襲され、憲法が「刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ」（37条2項）としているにもかかわらず、（映画「天使にラブ・ソングを」にあるように、目撃証人が死んでしまえば、有罪判決が出ない国もあるのに）「供述不能」者であれば無条件で、法廷で証人が調書内容を否認すれば供述調書の方が信用できるなどとして調書による有罪判決が繰り返されてきた。

先日（本年4月23日～27日）、機会があって「裏コンGRES」というものに参加した（その模様は、YouTubeで見ることができる）。本来は国連の国際刑事司法コンGRESにあわせて開催するはずだったので「裏」と称しているのであるが、そこでは、この「戦時法の残照」が話題となった。つまり、調書を信用する裁判のおかげで、身柄拘束の圧力の下で、被疑者の自白と参考人の裏付け供述の調書を取ってしまえば、供述者が法廷で否認しても有罪が確保できるというのである。これを「人質司法」という。しかも、調書の方が信用できる理由は有罪判決に具体的に書く必要はなく、「証拠の標目」を並べるだけでよい。

しかし、そういった「調書裁判」と「人質司法」は、郵便不正に関する「村木事件」と「ゴーン事件」で変わりつつあった（敬称略）。「村木事件」では、厚労省関係の参考人が嘘の供述調書に署名・押印させられ、検事による証拠改ざんまで行われたことが明らかになった。「ゴーン事件」では実質的に同じ虚偽有価証券報告書提出被疑事件での勾留請求の繰返しが却下された。また、特別背任での身柄拘束にも異例の公判前の保釈が認められた。

ゴーン氏は逃亡したが、まだ、共犯とされたケリー氏の裁判が残っている。有価証券報告書の「虚偽性」は日産関係者の「自白」ではなく適切な会計基準によって、特別背任罪の「任務違背性」も捜査側の見込みではなく国際的経営トップに適用される「経営判断原則」によって判断されるべきであろう。そうすれば、この裁判は、日本の刑事裁判が「戦時法の残照」から脱するための一歩となるように思うのだが。